



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
9 月 11 日
第 750 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 公 告	
大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）	1
一般競争入札の公告（防災危機管理局）	4
○ 環 境 事 務 所 告 示	
土壤汚染対策法による要措置区域の指定（南部）	6
土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（南部）	6
○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告	
土地改良区役員退任公告（大津・南部）	7
○ 人 事 委 員 会 規 則	
※滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 9 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 ビバシティ彦根 彦根市竹ヶ鼻町43番地 1
- 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
 - 変更前 株式会社イークロージング 愛知県名古屋市中東区一社三丁目100番地 代表取締役 赤木政一ほか 49 者
 - 変更後 有限会社スペースプラン 岐阜県羽島市福寿町平方111番地 代表取締役 木下淳一ほか49者
- 変更年月日 令和 6 年 4 月 12 日ほか
- 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店、代表者の変更および吸収合併による変更があったため
- 届出年月日 令和 8 年 8 月 31 日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町 4 番 2 号
 - 縦覧期間 令和 8 年 9 月 11 日から令和 9 年 1 月 12 日まで
- 意見書の提出期限および提出先
 - 提出期限 令和 9 年 1 月 12 日
 - 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年9月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アルプラザ長浜 長浜市小堀町450番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 フジパシストアー株式会社 愛知県名古屋市長瑞穂区松園町一丁目50番地 代表取締役 川端賢二ほか14者
 - (2) 変更後 株式会社良品計画 東京都文京区後楽二丁目5番1号 代表取締役 清水智ほか13者
- 3 変更年月日 令和6年11月23日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店および代表者の変更があったため
- 5 届出年月日 令和8年8月31日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地
 - (2) 縦覧期間 令和8年9月11日から令和9年1月12日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和9年1月12日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年9月11日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン野洲 野洲市乙窪字長繰480-1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番1号 代表取締役 鈴木新樹
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ふたば書房 京都府京都市下京区七条下る京都タワービル3階 代表取締役 洞本昌哉ほか7者
 - (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 イオンビッグ株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅五丁目25番8号 代表取締役 三浦弘
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 代表取締役 矢野靖二ほか3者
- 3 変更年月日 アについては平成30年4月5日ほか、イについては平成19年9月30日ほか
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の住所および代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の入退店ならびに住所および代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年8月24日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
野洲市環境経済部地域経済振興課 野洲市小篠原2100番地1
 - (2) 縦覧期間 令和8年9月11日から令和9年1月12日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和9年1月12日

- (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 9 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂あどがわ店 高島市安曇川町西万木55番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社売経 大津市南志賀二丁目 2 番 3 号 代表取締役 松室六兵衛ほか 7 者
 - (2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣ほか 6 者
- 3 変更年月日 令和 8 年 5 月 20 日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の退店があったため
- 5 届出年月日 令和 8 年 8 月 31 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
高島市商工観光部商工振興課 高島市新旭町北畑565番地
 - (2) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 11 日から令和 9 年 1 月 12 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 9 年 1 月 12 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和 8 年 9 月 11 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂秦荘店 愛知郡愛荘町東出490番地 2 ほか
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣
 - (2) 変更後 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣 株式会社ワッツ西日本販売 大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 70 号 代表取締役 林田邦博
- 3 変更年月日 令和 8 年 2 月 10 日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入店があったため
- 5 届出年月日 令和 8 年 8 月 31 日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町愛知川72番地
 - (2) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 11 日から令和 9 年 1 月 12 日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 9 年 1 月 12 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 フレンドタウンAST 犬上郡豊郷町沢250-1
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 株式会社平和堂 彦根市西今町1番地 代表取締役 平松正嗣ほか4者
 - (2) 変更後 株式会社天翔物産 熊本県熊本市東区長嶺東八丁目1番89号 代表取締役 孟翔ほか5者
- 3 変更年月日 令和8年2月28日
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の入店があったため
- 5 届出年月日 令和8年8月31日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑375番地
 - (2) 縦覧期間 令和8年9月11日から令和9年1月12日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和9年1月12日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

一般競争入札の公告

令和8年度における水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型)の借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年9月11日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品名および数量 水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型) 1台および附属品一式(ポンプのメンテナンスを含む。)
 - (2) 借入物品の特質等 入札説明書および仕様書による。
 - (3) 借入期間 令和9年8月1日(日)から令和19年7月31日(金)まで
 - (4) 納入場所 入札説明書および仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和8年滋賀県告示第31号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。
営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル
なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては当該公告に係る入札の手続に間に合わないことがあるので注意すること。
滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- (5) その他必要な資格 借入期間中、借入車両に搭載されているポンプの保守、点検等のアフターサービスを本県の求めに応じて速やかに確実に提供できると認められる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 審査は実施しない。
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県消防学校 〒521-

1213 東近江市神郷町314 電話 0748-42-1000 電子メールアドレス as30@pref.shiga.lg.jp

(2) 契約条項を示す期間 令和 8 年 9 月 11 日（金）から令和 8 年 10 月 21 日（水）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の 9 時から 16 時まで（令和 8 年 10 月 21 日（水）は 10 時まで）

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「滋賀県消防学校水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の借入契約入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX 番号ならびにメールアドレス（以下「送付先アドレス」という。）を記載した電子メール（以下「請求メール」という。）を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 入札説明会は行わない。

(5) 質問および回答の方法等 本件入札に関する質問については、以下の方法により、受付および回答を行うこととする。

ア 質問については、令和 8 年 9 月 24 日（木）15 時までに滋賀県物品・役務電子調達システムにより提出すること。

これ以外の方法による仕様書、契約書等の質問は受け付けない。

イ 質問することができる者は、2 (1)から(4)までに定める入札参加資格を有する法人等に所属する者とする。

ウ 回答については、滋賀県物品・役務電子調達システムにより公開する。

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(7)の入札書の受領期限までに提出すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(7)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(7)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること（書留郵便に限る。）。

(7) 入札書の受領期限 令和 8 年 10 月 21 日（水）10 時

(8) 開札の日時および場所 令和 8 年 10 月 21 日（水）11 時 滋賀県消防学校（東近江市神郷町314）

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成 7 年滋賀県規則第 92 号）の規定によるものとする。

(2) 入札金額は、総貸借料（120 月分）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件

(1) 前金払 行わない。

(2) 部分払 行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者に要求される事項 入札参加者は、滋賀県物品・役務電子調達システムによらない場合、封印した入札書を 4 (7)に示す受領期限までに提出しなければならない。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

- (3) 開札の結果、入札参加者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者またはその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。
- (4) (3)において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札参加者またはその代理人に限るものとする。
- (5) 無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (6) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
- (7) 落札者は、落札決定の日以後速やかに（契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで）に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (9) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : One fire engine with water tank (including pump maintenance)
- (2) Deadline for tender : 10 : 00 October 21st 2026
- (3) For further information, contact : Shiga Prefecture Fire Fighting School, 314 Jingou-cho, Higashiomi-shi, Shiga 521-1213 Japan TEL 0748-42-1000

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県南部環境事務所告示第2号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、要措置区域を次のとおり指定する。

令和8年9月11日

滋賀県南部環境事務所長 上 田 宜 和

- 1 指定する区域の所在地 野洲市野洲字川原端894番1、894番2、894番7および字苦菜島1041番の各一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、砒素およびその化合物ならびにふっ素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 なし
- 5 講ずべき指示措置 原位置封じ込めまたは遮水工封じ込めならびに地下水の水質の測定（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

滋賀県南部環境事務所告示第3号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年9月11日

滋賀県南部環境事務所長 上 田 宜 和

- 1 指定する区域の所在地 野洲市野洲字苦菜島1041番の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 水銀およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 水銀およびその化合物（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、草津用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和 8 年 9 月 11 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	橋 川 渉	草津市東矢倉三丁目30番 1 号

人 事 委 員 会 規 則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 11 日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第21号

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

滋賀県職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和49年滋賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第25条の 2 第 1 項中「令和 6 年能登半島地震」の右に「または令和 8 年熊本地震」を加え、同条第 3 項中「840円」を「1,440円」に、「1,680円」を「2,880円」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 改正後の第25条の 2 第 3 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 改正後の第25条の 2 第 1 項の規定 令和 8 年 7 月 28 日

